

医師の意見聴取について必要書類およびご連絡

始良・伊佐地域産業保健センターでは、医師の意見聴取（就業判定）の際には、意見聴取申請者名簿も併せてご提出をお願いしております。

- * 産業医等に対する労働者の健康管理等に必要な情報の提供（改正安衛法第13条第4項、第13条の2第2項、改正安衛則第14条の2第1項、第2項、第15条の2第3項）
 - ◇ 労働者の情報であって産業医が労働者の健康管理等を適切に行うために必要と認めるもの
- * 産業医の選任義務のない事業場においては、産業医が労働者個人ごとの健康状態や作業内容、作業環境等を十分把握していない。事業場は産業医に対して労働者の情報提供することで、医師から適切な意見が得られるよう努めることとする。（健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針）

ご確認ください

- 有所見者の方のみ申請してください。
（健診結果すべての項目が「異常なし」の方は就業判定は不要です）
- 就業判定は健康診断実施日から3ヶ月以内に実施する必要があります。（*安衛則第51条の2）
- 健康診断結果個人票並びに意見聴取申請者名簿は5年間保存する必要があります。（安衛則第51条）
※当センターでは医師の意見を意見聴取申請者名簿に記載します。
- センターの利用回数は、同一年度において、1事業場あたり2回まで、労働者1人あたり2回までとなります。
- 健康で且つ安全に業務が遂行できるよう、希望する事業所へは健康診断結果を基に保健指導の必要な方へ保健師が事業場にお伺いし、結果に関する詳しい説明や生活習慣を改善するためのアドバイスを行っております。

就業判定必要書類

1. **健康相談・面接指導申込書** メール（可能であれば）
2. **意見聴取申請者名簿** 郵送
※ 名簿は健康診断結果個人票と併せて5年間保存してください。
3. **健康診断結果個人票（コピー可）** 郵送
4. **精密検査の結果や治療状況等に関する書類（コピー可）** 郵送
※ 適正な判定をするためできる限り提出をお願いします。強制ではありません。
※ 氏名が記入されていることをご確認ください。

メールの利用をお願いしております。
メールの使用に支障がある場合はご連絡ください



メールの利用についてのお願い

- ◆ 当センター（sanpo.21@abeam.ocn.ne.jp）へ事業場・担当者名を記載のうえ、メールをお送りください。上記ファイルを送信いたします。
- ◆ 記入した書類を送信する際は、必ずメールの**返信機能**を用いてご送信ください。
- ◆ 確認次第折り返しご連絡いたしますが、1週間経過しても連絡がない場合はお電話ください。

ご不明な点がございましたら下記へお問い合わせください。

〒899-5106

霧島市隼人町内山田 1-6-62（始良地区医師会館内） TEL/FAX：0995-42-9913

E-mail： sanpo.21@abeam.ocn.ne.jp

下記をご参照ください。

●健康診断の結果についての医師等からの意見聴取

事業者は、健康診断の結果、異常の所見があると診断された労働者について、当該労働者の健康を保持するために必要な措置について、医師等の意見を聴かなければならない。（安衛法第66条の4）

●再検査又は精密検査の取り扱い

事業者は、就業上の措置を決定するに当たっては、できる限り詳しい情報に基づいて行うことが適当であることから、再検査又は精密検査を行う必要のある労働者に対して、当該再検査又は精密検査受診を勧奨するとともに、意見を聴く医師等に当該検査の結果を提出するよう働きかけることが適当である。（健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針）

ただし、再検査又は精密検査は、診断の確定や症状の程度を明らかにするものであり、一律には事業者による実施が義務付けられているものではない。（安衛法第66条解釈）

●医師等に対する情報の提供

事業所は、適切に意見を聴くために、必要に応じ、意見を聴く医師に対し、労働者に係る作業環境、労働時間、労働密度、深夜業の回数及び時間数、作業様態、作業負荷の状況、過去の健康診断の結果等に関する情報及び職場巡視の機会を提供し、また、健康診断の結果のみでは労働者の身体的又は精神的状態を判断するための情報が十分ではない場合は、労働者との面接の機会を提供することが適当である。

なお、労働安全衛生規則第51条の2第3項等の規定に基づき、事業者は、医師等から、意見聴取を行う上で必要となる労働者の業務に関する情報を求められたときは、速やかに、これを提出する必要がある。（健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針）

●健康診断実施後の措置

事業者は、医師の意見を勘案し、その必要があると認めるときは、当該労働者の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等の措置を講ずる等、適切な措置を講じなければならない。（安衛法第66条の5）

就業上の措置を決定する場合には、あらかじめ当該労働者の意見を聴き、十分な話し合いを通じてその労働者の了解が得られるよう努めること。（健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針）

●健康診断の結果の記録

健康診断個人票は5年間保存しなければなりません。（労働安全衛生規則第51条）

当センターにおきましては、医師の意見を意見聴取申請者名簿に記載し返却しております。医師の意見は健康診断個人票の記載項目であることから、返却された同名簿を健康診断個人票とともに5年間保存してください。

●保健指導等

事業者は、健康診断の結果、健康の保持に努める必要があると認める労働者に対し、医師又は保健師による保健指導を行うように努めなければならない。労働者は、保健指導を利用して、その健康の保持に努めるものとする。（安衛法第66条の7）